

第13期研究開発基盤部会における研究開発課題の評価の実施について

令和7年5月15日
科学技術・学術審議会
研究開発基盤部会

研究開発基盤部会（以下「部会」という。）においては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針¹」を踏まえ、第13期における研究開発課題（以下「課題」という。）の評価を以下のとおり実施する。

1. 評価の目的

国が定めた政策や研究開発プログラムの目的や目標を達成するために実施される個々の課題ごとに評価することにより、実施の可否を判断するとともに、実施されている研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげる。

2. 評価の区分

（1）事前評価

①対象課題

部会の所掌²に属する課題のうち、以下の課題について実施する。

- ・ 総額（5年計画であれば5年分の額）が10億円以上を要することが見込まれる新規・拡充課題³
- ・ 部会において評価することが適当と判断されたもの

②評価の実施時期

原則、予算概算要求に先立って実施する。

③評価の流れ

部会もしくは、部会に設置される委員会（以下「委員会」という。）で評価を実施する。委員会で評価を実施した場合には、委員会における評価を部会に報告し、部会にて評価結果を決定する。

④評価結果の活用

¹ 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成29年4月 最終改定 文部科学大臣決定）

² 科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・共用・高度化や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について調査審議すること

³ ここでいう拡充課題とは、課題の開始後に予算の変更等により総額10億円以上を要することが見込まれることとなった課題を指す。

事前評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

⑤政府予算案を踏まえた評価の見直し

部会もしくは委員会は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施する。委員会で見直した場合には、その結果を部会に報告し、部会にて改定する。

⑥評価実施後のフォローアップ

評価の際に、部会及び委員会での指摘事項があった場合には、その対応状況について部会及び委員会において適宜報告を受ける。委員会にて報告を受けている場合には、対応がまとまったところで委員会から部会に報告をする。

(2) 中間評価

①対象課題

事前評価を実施したもののうち、中間評価実施時期に当たる課題について実施する。

②評価の実施時期

課題の実施期間が長期にわたる場合には、3年ごとを目安に実施する。

なお、課題の実施期間が5年程度で終了前に事後評価の実施が予定される課題については、計画等の重要な変更の必要がない場合において、課題の性格、内容、規模等に応じて、委員会が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行うことで、中間評価の実施に代えることができる。

③評価の流れ

部会もしくは委員会が評価を実施する。委員会では評価を実施した場合には、委員会における評価を部会に報告し、部会にて評価結果を決定する。

④評価結果の活用

中間評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

⑤政府予算案を踏まえた評価の見直し

部会もしくは委員会は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施する。委員会で見直した場合には、その結果を部会に報告し、部会にて改定する。

⑥評価実施後のフォローアップ

評価の際に、部会及び委員会での指摘事項があった場合には、その対応状況について部会及び委員会において適宜報告を受ける。委員会にて報告を受けている場合には、対応がまとまったところで委員会から部会に報告をする。

(3) 事後評価

①対象課題

事前評価を実施したもののうち、事後評価実施時期に当たる課題について実施する。

②評価の実施時期

課題の終了時に実施する。

なお、その成果等を次の課題につなげていくために必要な場合には、課題の終了前に実施し、その評価結果を次の課題の企画立案等に活用する。

③評価の流れ

部会もしくは委員会で評価を実施する。委員会で評価を実施した場合には、委員会における評価を部会に報告し、部会にて評価結果を決定する。

④評価結果の活用

事後評価結果は、文部科学省の政策評価及び後継の課題の検討、実施及び次の施策形成等に活用する。

⑤評価実施後のフォローアップ

評価の際に、部会及び委員会での指摘事項があった場合には、その対応状況について部会及び委員会において適宜報告を受ける。委員会にて報告を受けている場合には、対応がまとまったところで委員会から部会に報告をする。

(4) 追跡評価

①対象課題

事後評価を実施したもののうち、国費投入額が大きい、あるいは、成果が得られるまでに時間がかかる課題等について対象を選定して実施する。

②評価の実施時期

課題が終了した後、一定の時間を経過してから実施する。

③評価結果の活用

追跡評価結果は、研究開発の成果の波及効果や副次的効果を把握するとともに、過去に実施した評価の妥当性を検証し、より良い研究開発施策の形成等に適切に反映するために活用する。

3. 評価の進め方

(1) 評価票の作成

- ・ 評価票は課題毎に簡潔かつ具体的にA4用紙数枚程度にまとめることとし、別添様式を参考に課題の特性等に応じて策定する。

(2) 評価の実施

①委員会における評価の実施

- ・ 対象となる課題について個々に評価を実施し、委員会としての評価結果を作成する。評価結果は、所定の評価票にポイントを絞り簡潔明瞭にまとめる。また、評価結果は、当該課題の上位施策の達成に向けた位置付けや意義を意識しながら作成する。

- ・ 中間・事後評価は、原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について明瞭に記載すること。

②部会における評価の実施

- ・ 既に委員会にて評価を行っている場合には、部会では、上位施策達成に向けた各課題の位置付け、意義、内容、必要性、進捗状況及び他の課題との相互関係等とともに、委員会の評価結果について委員会から報告を受け、それを基に評価結果を審議し、評価結果を決定する。
- ・ 評価結果を決定後、別添様式の委員会の委員名簿の前に、評価に参加した部会委員の名簿を記載し、部会の決定事項とする。
- ・ 部会でのみ評価を行う場合には、対象となる課題について個々に評価を実施し、部会としての評価結果を作成、審議し、部会にて評価結果を決定する。評価結果は、所定の評価票にポイントを絞り簡潔明瞭にまとめる。また、評価結果は、当該課題の上位施策の達成に向けた位置付けや意義を意識しながら作成する。また、中間・事後評価は、原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について明瞭に記載すること。

4. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。部会及び委員会では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、部会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 部会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

(2) 評価に係る負担軽減

評価を実施するに当たっては、合理的な方法により、可能な限り作業負担の軽減に努める。

(3) 課題の予算規模の明示

事前・中間評価の際は、原則として対象課題の総額、及び単年度概算要求額を明示することに努め、評価の検討に資するものとする。

5. その他

評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。

研究開発基盤部会における研究開発課題の評価に関する留意事項について

1. 基本的な考え方

研究開発課題評価に当たっては、上位の施策への「道筋」における位置付けを共有した上で評価を行う。

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」では、研究開発課題の評価について、研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて、「必要性」「有効性」「効率性」等の観点の下に適切な評価項目を設定の上評価を実施することとしているところ、それぞれ以下の項目例を参考に評価を行っていただきたい。

なお、部会及び各委員会の事務局においては、研究開発課題ごとに特に重視すべき項目についてあらかじめ部会及び委員会の評価委員との間で共有した上で評価を行っていただきたい。

ア. 「必要性」の観点

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、挑戦的（チャレンジング）な研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）等

イ. 「有効性」の観点

新しい知の創出、研究開発の質の向上、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、国際標準化、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

ウ. 「効率性」の観点

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等

※科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、事前評価において設定された評価項目及びその評価基準の妥当性を中間評価、事後評価においても評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案すること。

2. その他留意事項

- ◆長期間にわたって実施される研究開発課題については、一定期間ごとに目標の再設定や計画変更の可否を確認する。
- ◆研究開発を実施するグループの長等のマネジメントや体制整備についても適切に評価に反映する。

- ◆挑戦的（チャレンジング）な研究開発課題については、直接的な研究開発成果における目標の達成度に加えて、関連する制度、体制、運営といった研究開発過程（プロセス）が成果の最大化に向けて適切に組み合わせられたかという視点での評価も必要である。また、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見、副次的成果や波及効果等も積極的に評価するなど、挑戦的（チャレンジング）な研究であることを前提とした評価を行う。
- ◆評価に当たっては、評点付けのみならず、評価対象課題に係る改善策や今後の対応等に関する提案についても積極的に抽出し、その結果を活用していく。また、対象課題が位置づけられている研究開発プログラムの改善につながる事項の抽出にも留意する。
- ◆研究開発が社会に与える可能性のある影響（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応）についても積極的に記載する。
- ◆抽出した各評課項目について、評価基準をあらかじめ明確に設定する（出来る限り定量的に定めることとし、それが困難な場合でも、実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして事後に客観的に判定できる内容とすること）。
- ◆上記の留意事項以外についても、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に基づいた評価を実施する。

研究開発課題の事前評価結果

令和〇年〇月

〇〇部会/委員会

〇〇部会/委員会委員

	氏名	所属・職名
部会長/主査	〇〇 〇〇〇	国立〇〇センター所長
部会長/主査代理	〇〇 〇〇〇	〇〇
	〇〇 〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価時期

××年度～ △△年度

中間評価 令和◇◇年度及び令和〇〇年度、事後評価 令和◎◎年度を予定

2. 研究開発目的・概要

- ・目的
- ・概要

※ 課題の達成目標を明確に設定すること。

3. 予算（概算要求予定額）の総額

年度	RX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	総額
概算要求 予定額	〇〇億	…	〇〇億	〇〇億	〇〇億

4. その他

※ 他の分野及び関係省庁との連携状況を含むこと。

事前評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 〇〇

2. 開発・事業期間 ××年度～ △△年度

3. 課題概要

(1) 上位施策との関係

上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※当該研究開発課題に関係するものを全て記載。
------	--

(2) 目的

〇〇・・・・・・・・

(3) 概要

〇〇・・・・・・・・

アウトプット指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

アウトカム指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ アウトプット指標及びアウトカム指標についての過去3年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

4. 各観点からの評価

※ 研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて、重要性、緊急性等（以下、「必要性」）、成果の有効性（以下、「有効性」）、当該課題の実施方法、体制の効率性（以下、「効率性」）等の観点の下に適切な評価項目を設定する（評価項目の例参照）。

(1) 必要性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

(2) 有効性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

(3) 効率性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・・・・・

※ 評価結果を記載。

※ 費用及び効果に関する評価については、独立した項目を設定するなどして、より明確なものとするよう努めること。

(評価項目の例)

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

5. 総合評価

(1) 評価概要

※ 実施の可否の別とその理由、中間評価・事後評価の実施時期等。

※ 簡潔に記載すること。

(2) 科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献見込み

※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどのように貢献できそうか簡潔に記載すること。

（３）本課題の改善に向けた指摘事項

※ 指摘事項がある場合は記載すること。

（４）その他

※ 研究開発を進める上での留意事項（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応）等を記載する。

研究開発課題の中間評価結果

令和〇年〇月

〇〇部会/委員会

〇〇部会/委員会委員

	氏名		所属・職名
部会長/主査	〇〇	〇〇〇	国立〇〇センター所長
部会長/主査代理	〇〇	〇〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価時期

××年度～ △△年度

中間評価 ◇◇年度及び ○○年度、事後評価 ◎◎年度を予定

2. 研究開発目的・概要

3. ・目的

・概要

※ 事前評価時に設定された課題の達成目標を再評価し、必要に応じて再設定すること。再設定した場合は、その旨、明記すること。

4. 研究開発の必要性等

※ 必要性、有効性、効率性に関する事前評価結果の概要を記載。

5. 予算（執行額）の変遷

中間評価
実施年度

年度	HXX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	R〇〇	翌年度以降	総額
予算額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万 (見込額)	〇〇百万 (見込額)
執行額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	—	—

6. 課題実施機関・体制

研究代表者 ●●大学〇〇研究所教授 ○○ ○○○

主管研究機関 ●●大学、A研究所、B大学

共同研究機関 ○〇大学、・・・

7. その他

※ 他の分野及び関係省庁との連携状況を含むこと。

中間評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題⁴名 〇〇

2. 上位施策との関係

上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※ 当該研究開発課題に関係するものを全て記載。
------	---

アウトプット指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

アウトカム指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ アウトプット指標及びアウトカム指標についての過去3年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

3. 評価結果

(1) 課題の進捗状況

※ 課題の所期の目標の達成に向けて適正な進捗が見られるか。進捗度の判定とその判断根拠を明確にする。

(2) 各観点の再評価

※ 科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、当初設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する。なお、評価項目・評価基準を変更した場合は、変更箇所がわかるよう明記すること。

<必要性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
△△	定量的	△△
	定性的	△△

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

<有効性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
△△	定量的	△△
	定性的	△△

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・・・・・

※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

<効率性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
△△	定量的	△△
	定性的	△△

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・・・・・

※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

（３）科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献状況

※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどう貢献しているか簡潔に記載する。

（４）事前評価結果時の指摘事項とその対応状況

※ 事前評価結果時に指摘事項があった場合は、当該指摘事項と中間評価時までの対応状況について記載する。

<指摘事項>

<対応状況>

(5) 今後の研究開発の方向性

本課題は「継続」、「中止」、「方向転換」する（いずれかに丸をつける）。

理由：理由を記載のこと。

<本課題の改善に向けた指摘事項>

※ 指摘事項がある場合は記載する。

(6) その他

※ 研究開発を進める上での留意事項（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応）等を記載する。

⁴ 原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について本欄中に明瞭に記載すること。

研究開発課題の事後評価結果

令和〇年〇月

〇〇部会/委員会

〇〇部会/委員会委員

	氏名	所属・職名
部会長/主査	〇〇 〇〇〇	国立〇〇センター所長
部会長/主査代理	〇〇 〇〇〇	〇〇
	〇〇 〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価実施時期

令和××年度～ 令和△△年度

中間評価 令和◇◇年×月、事後評価 令和◎◎年×月

2. 研究開発目的・概要

3. ・目的

・概要

※ 中間評価時に設定した目的及び概要を記載する。中間評価後に状況に変化があった場合は、その内容を追記する。

4. 研究開発の必要性等（必要性、有効性、効率性に関する中間評価結果の概要を記載）

5. 予算（執行額）の変遷

年度	HXX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	R〇〇	総額
予算額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万
執行額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万

6. 課題実施機関・体制

研究代表者 ●●大学〇〇研究所教授 〇〇 〇〇〇

主管研究機関 ●●大学、A研究所、B大学

共同研究機関 〇〇大学、・・・

7. その他

※ 他の分野及び関係省庁との連携状況を含むこと。

事後評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題⁵名 〇〇・・・・

2. 上位施策との関係

上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※ 当該研究開発課題に関係するものを全て記載。		
アウトプット指標	過去３年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

アウトカム指標	過去３年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ アウトプット指標及びアウトカム指標についての過去３年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

3. 評価結果

(1) 課題の達成状況

- ※ 課題の所期の目標は達成したか。達成度の判定とその判断根拠を明確にする。
- ※ 科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する。なお、評価項目・評価基準を変更した場合は、変更箇所がわかるよう明記すること。

<必要性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
●●	定量的	●●
	定性的	●●
△△	定量的	△△
	定性的	△△
□□	定量的	□□
	定性的	□□

- ※ 適宜、各行を増減して構わない。
- ※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

- ※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

<有効性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇

	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
●●	定量的	●●
	定性的	●●
△△	定量的	△△
	定性的	△△
□□	定量的	□□
	定性的	□□

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

<効率性>

評価項目	評価基準	
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
〇〇	定量的	〇〇
	定性的	〇〇
●●	定量的	●●
	定性的	●●
△△	定量的	△△
	定性的	△△
□□	定量的	□□
	定性的	□□

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

(2) 科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献状況

※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどう貢献したか簡潔に記載する。

(3) 中間評価結果時の指摘事項とその対応状況

※ 中間評価結果時に指摘事項があった場合は、当該指摘事項と事業終了時までの対応状況について記載する。

<指摘事項>

<対応状況>

(4) 総合評価

①総合評価

※ どのような成果を得たか、所期の目標との関係、波及効果、倫理的・法的・社会的課題への対応状況等を記載する。

②評価概要

※ 本課題の総合的な評価について、簡潔に記載する。

③指摘事項

※ 指摘事項がある場合は記載すること。

(5) 今後の展望

※ 今後の展望も記載のこと。(研究結果を踏まえた今後の展望、予想される効果・効用、留意事項(研究開発が社会に与える可能性のある影響(倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応)を含む。)

⁵ 原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について本欄中に明瞭に記載すること。